

## アウトドア等体験コンテンツ利用促進キャンペーン業務委託に係るプロポーザル応募要領

### 1 業務委託の名称

アウトドア等体験コンテンツ利用促進キャンペーン業務

### 2 業務の目的

本県が提唱する「山口ならではのアウトドアツーリズム」の定着に向け、県内のアウトドア体験コンテンツの認知度向上及び利用促進するとともに、ナイトタイム・モーニングタイム体験（夜間や早朝に係る体験）を含めた宿泊に伴う誘客促進を図るため、オンライン予約サイトを活用した割引キャンペーンを実施する。

### 3 業務の期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

### 4 予算限度額

本業務の委託限度額は、14,794千円以内とする。

委託限度額は、割引クーポン原資を含むものであり、その内訳は次のとおりとする。

#### 【内訳】

- ・割引クーポン原資  
6,500千円以上とする。（消費税及び地方消費税は非課税）。
- ・事務手数料及び販売促進プロモーション、特集ページ作成費用等に係る費用  
8,294千円以内とする（消費税及び地方消費税の額を含む）。

### 5 業務の内容等

別添「業務委託仕様書」のとおり

### 6 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに規定する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及

びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

## 7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする

- (1) 当該手続きの参加資格を有しないとき。
- (2) 提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 提案の内容が最低限の要求水準を満たしていないとき。
- (4) 提案書の重要事項が適切に記述されていないとき。

## 8 審査の方法

書類審査とする。

審査項目および審査基準は下記「11」のとおり

## 9 スケジュール

### (1) 質疑

ア 提出期限	令和7年2月27日（木）正午まで【必着】
イ 提出書類	別記様式2
ウ 提出方法	メール
エ 回答	令和7年3月3日（月） 回答は、質問者及び参加申込者全てにメールで行う。

### (2) 参加意向確認書の提出

ア 提出期限	令和7年3月5日（水）正午まで【必着】
イ 提出書類	別記様式1
ウ 提出方法	メール

### (3) 提案書の提出について

ア 提出期限	令和7年3月24日（月）正午まで【必着】
イ 提出書類	下記「10」のとおり
ウ 提出部数	7部（正本1部、副本6部）
エ 提出方法	郵送または持参 <u>※郵送の場合は、簡易書留など送信記録が確認できる方法によること。</u>

#### (4) 審査の実施

アウトドア等体験コンテンツ利用促進キャンペーン業務委託審査委員会（以下「審査委員会」）において、書面により審査を行う。

#### 10 企画提案書の作成方法

業務の目的等に留意の上、下記の企画提案書を作成し、提出すること。

区 分	内 容	様式・版
ア 表紙	会社名、担当者名、電話番号およびメールアドレス等連絡先を明記すること。	様式自由 ・ A 4 版
イ 企画提案書	<b>1</b> 総論 (1) 企画趣旨（総論） (2) 業務実施体制 ※問い合わせ窓口設置含む。 (3) 業務実施スケジュール (4) 類似業務の取組実績	様式自由 ・ A 4 版
	<b>2</b> 本事業実施にかかる企画案 仕様書の内容を充たしたうえで、以下の項目について提案・提示すること。 (1) オンライン予約サイトの概要 ①オンライン予約サイトのサイト名、URLを記載すること。 ②提案時点で、オンライン予約サイトに掲載している割引クーポン対象コンテンツ数及び事業者数を記載すること。また、内訳としてナイト・モーニングタイム体験コンテンツの数を示すこと。 ③対象コンテンツについて、その開催場所に係る市町ごとのコンテンツ数を記載すること。  (2) 割引クーポンの発行 ①オンライン予約サイトにおける割引クーポンの利用の流れを記載すること。 ②オンライン予約サイト上で、対象コンテンツが割引クーポンの対象である旨を知らせる表示方法をイメージ図で示すこと。 ③第1期（R7.7.1～R7.8.31）及び第2期（R7.10.1～R7.12.31）に最も利用促進が図れると見込まれる発行期間を設定し、記載すること。	様式自由 ・ A 4 版

	<p>(3) 販売促進プロモーションの実施</p> <p>①販売促進プロモーション期間は、最も利用促進に繋がる期間を設定し、記載すること。</p> <p>②販売促進を目的としたプロモーションの実施内容を具体的に記載すること（内容やデザインについてイメージ図を用いて記載すること）。</p> <p>(4) オンライン予約サイト内での特集ページ作成及び観光情報発信</p> <p>①特集ページは山口県内の体験コンテンツを利用者に分かりやすく掲載し、体験コンテンツを交えた県内周遊を促進する観光情報も掲載すること。</p> <p>②特に、第2期は山口DCのプレキャンペーン期間であることから、山口DCのPRも盛り込むこと。</p> <p>③特集ページの内容やデザインについてイメージ図を用いて記載すること。</p> <p>(5) その他</p> <p>○(1)～(4)に関わらず、事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法・PR等があれば提案すること。</p>	
ウ 会社概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所在地や資本金、主な事業内容、従業員数など会社の概要が分かるもの。</li> </ul>	<p>様式自由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版 (パンフレット可)</li> </ul>
エ 参考見積書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当業務に係る所要経費を全て見積もること。（消費税及び地方消費税を含む。）</li> <li>・見積の根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。</li> </ul>	<p>様式自由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A4版</li> </ul>

## 1 1 審査項目及び審査基準

審査項目	配点	評価基準
1 全体		
業務実施体制	1 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務遂行能力があるか。</li> <li>○業務実施体制を確立しているか。</li> <li>○業務実施スケジュールは適切か。</li> <li>○県観光連盟からの指示に迅速に対応できるか。</li> </ul>
2 企業提案の内容		
(1) オンライン予約サイトの概要及び (2) 割引クーポンの発行	3 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オンライン予約サイトは、事業目的の達成に十分なコンテンツ数が掲載されているか。</li> <li>○オンライン予約サイトは、県内の幅広い市町で実施される様々な種類の体験コンテンツが掲載されているか。</li> <li>○オンライン予約サイトは、誰でも利用しやすく分かりやすい内容か。</li> <li>○割引クーポンの利用方法は、利用者の利便性に配慮した分かりやすい仕組みとなっているか。</li> <li>○割引クーポンの発行期間は、より多くの人を利用できる期間となっているか。</li> </ul>
(3) 販売促進プロモーションの実施	2 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○プロモーションの実施内容は、割引クーポンの発行を広く周知広報するものとなっており、対象コンテンツの販売促進に効果的なものとなっているか。</li> </ul>
(4) 特集ページ作成及び掲載	2 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特集ページの内容は、対象コンテンツの利用促進につながる効果的な内容となっているか。</li> <li>○県内周遊に繋がる観光情報が掲載されているか。</li> <li>○山口DCのPRが効果的に打ち出されているか。</li> </ul>
(5) 追加提案	1 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(1)～(4)の内容に加え、実績報告の内容等、評価できる手法・PR等の提案であるか。</li> </ul>
3 参考見積書	1 0	<ul style="list-style-type: none"> <li>○提案内容に応じた事業規模の所要額が適切に見積もられているか。</li> </ul>
合 計	1 0 0	

## 1 2 留意事項

- (1) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 企画提案は、1事業者につき1提案とする。
- (3) 提出された提案書類等については返却しない。
- (4) 提出期限後の提案書の提出や追加、差し替え等は認めない。
- (5) 応募者が1事業者の場合でも、審査は行う。
- (6) 採用された提案については、協議の上、一部を変更する場合がある。
- (7) 契約期間中に、別途キャンペーンを開催する可能性がある。
- (8) この手続きの開始広告は、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであるため、県議会において当初予算案が否決された場合は契約の締結を行わない。

## 1 3 提案者の決定通知等について

- (1) 提案書等の審査により、特定の提案者1者を決定した後、選定結果を提案者全員に対し、文書により通知する。
- (2) 提出された提案書等は特定の提案者1者を決定するための資料であり、事業実施に当たっては、契約の相手方決定後、詳細な仕様書を作成し、その仕様に基づき事業を実施する。

## 1 4 連絡先・各書類の提出先

〒753-8501山口県山口市滝町1-1山口県庁8F  
観光スポーツ文化部観光プロモーション推進室内  
一般社団法人山口県観光連盟 担当 木村宛  
TEL : 083-933-3170 FAX : 083-933-3179  
MAIL : kimura.akiko@pref.yamaguchi.lg.jp